

(別添)

「多重債務者相談強化キャンペーン 2010」の実施要領

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）及び日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が共催で、平成 22 年 9 月 1 日（水）～12 月 31 日（金）の間、「多重債務者相談強化キャンペーン 2010」を設ける。

1. 概要

無料相談会の実施

○「多重債務者相談強化キャンペーン 2010」の実施にあたり、共催団体連名で全国の都道府県及び中小企業団体（注）に呼びかけ、キャンペーン期間中、都道府県、当該都道府県の弁護士会・司法書士会、中小企業団体及び財務局が協力して、消費者及び事業者を対象とした、無料相談会を実施する。

注）中小企業団体とは、全国の商工会議所、商工会及び都道府県中小企業団体中央会。

○無料相談会の日時や場所については、地域の広報誌等を利用し、広報活動を行うとともに、各都道府県において、警察やハローワーク等の関係機関に周知し、多重債務者を無料相談会へ誘導する。なお、本無料相談会の周知は上記中小企業団体の他、都道府県商店街振興組合連合会も協力する。

また、財務局及び各都道府県は、監督する貸金業者に対して、無料相談会の日時や場所について周知を行い、貸金業者が貸金業法第 12 条の 9 に基づき、借入れ又は返済に関する相談等を、適正かつ確実に実施することができることと認められる団体を、必要な資金需要者に紹介することを促す。

○キャンペーン期間中は、例えば、集中的に開催期間を設ける場合は一週間程度設ける、休日・夜間に相談を受け付けるなど、多数の相談者が相談できるよう、相談会の日時を設定する。

○無料相談会の実施においては、周辺市区町村の相談員（又は相談に当たる職員。以下「相談員等」という。）及び都道府県・中小企業団体の経営相談員等の参加を呼びかける。

○当日は、弁護士又は司法書士が同席した自治体の相談員等による消費者向けの相談や、都道府県・中小企業団体の経営相談員等による事業者向けの相談を実施する。

○なお、今年度は、改正貸金業法の完全施行直後であることを踏まえ、同法の内容を相談員に対して周知するとともに、無料相談会において、貸金業

法改正についてのリーフレットを配布するなど、改正貸金業法の周知の機会とする。

キャンペーンに係る広報の実施

- 「多重債務者相談強化キャンペーン 2010」の広報は、多重債務者対策本部、日弁連、日司連、法テラスの共同で全国展開する。併せて、各都道府県においては、地域の広報誌等も活用する。
- キャンペーン期間のうち、特に9月及び12月を重点月間と位置づけ、多重債務者対策本部、日弁連、日司連、法テラスにおいて、互いに連携して積極的な広報活動などを行う。
- キャンペーン期間中、都道府県・中小企業団体が通常実施している事業者向け経営相談において、貸金業者からの借入れについての相談にも対応可能であることを周知徹底する。

2. 無料相談会費用負担

- 当日参加する弁護士・司法書士及び中小企業団体の経営相談員等の費用は交通費を含めて全てそれぞれ所属する団体に負担する。
- 相談会の会場は、各実施主体が相談の上適宜確保する（なお、会場を選定する際は、相談に訪れる者のプライバシーに配慮する。）。
- 当日、相談用の仮設電話を設置する場合の費用は、原則として弁護士会・司法書士会が負担する。

3. 期待される効果

- 全国的に、消費者向けの相談会及び事業者向けの相談会を宣伝することで、潜在的な多重債務者や貸金業者からの借入れに関する相談を行いたい事業者が相談窓口を訪れる契機を提供する。
- 自治体の相談員等が弁護士・司法書士と同席して多重債務者相談に当たることにより、多重債務者相談に関する経験を積むことが期待できる。
- 自治体の相談員等や経営相談員等と弁護士・司法書士が協力してこのようなイベントを実施することで、双方の連携が深まる。

4. 留意点

(1) 債務整理費用の負担削減

- ①経済的に困窮している相談者が多いと予想されることから、仮に、弁護士・司法書士が受任することになった場合には、弁護士費用・司法書士費用については、その実情に応じ極力低廉な価格に設定し、併せて分割返済

を基本とする。

- ②相談者に対して、法テラスの民事法律扶助制度について説明を行い、必要な場合はその活用を図る。
- ③消費者向けの相談会を経て、具体の債務整理の手続きに移行する場合、相談者が特定調停による債務整理が適切と判断されれば、弁護士・司法書士は積極的に特定調停の手続きを薦め、相談者の費用負担削減に努める。

(2) 相談の際の留意点

- ①相談の際、債務整理の手続きをとる場合、以後新たな借入れを受けることが困難となる可能性がある旨を相談者に説明することとする。

(3) 関係部局等との連携

- ①キャンペーンの実施にあたっては、改正貸金業法の完全施行に伴って新たに生ずる新規借入・返済困難者を早期に発見し、適切に相談窓口につなぐことが可能となるよう、関係機関、各都道府県、市区町村等の多重債務相談窓口の一覧を、各都道府県、市区町村等の徴税部門といった関係部署や各地の警察、ハローワーク等に通知し、相談窓口の周知を図る。
- ②必要に応じて、各都道府県、政令指定都市の自殺対策担当部署との連携体制のより一層の整備に務める（例えば、自殺関連の相談が寄せられた場合に、当該相談者が多重債務に陥っていることが判明したときは、当該都道府県、市区町村の多重債務者向け相談窓口へ誘導できるよう、事前に連絡先等を周知する等の体制を整えておくことが考えられる。）。
- ③多重債務者相談に訪れた相談者を、必要に応じて、他の関係機関、各都道府県の関係部局に適切に誘導する（例えば、生活再建に向けて福祉部門と連携することや、自殺のおそれがある場合に、自殺対策担当部署を紹介すること等が考えられる。）。
- ④ヤミ金融に関する相談が寄せられた場合には、振り込め詐欺救済法に基づき、元本も含め返金が得られる可能性があることを説明し、各金融機関への情報提供を促した上で、警察への情報提供を行う。

(4) その他

- ①実施にあたっては、本実施要領を基本とし、詳細については、都道府県、当該都道府県の弁護士会・司法書士会、中小企業団体及び財務局が相談の上定めることとする。
- ②来年度以降の実施については、各都道府県における相談対応の整備状況を踏まえ、多重債務者対策本部本部長が決定する。